## 令和2年度「若者等就職・定着総合応援事業(就職困難者向け)」 業務委託に関する質疑と回答

番号	質 疑	回答
1	就職支援の実施に当たり、ハロー ワクの助成金制度を利用すること は可能か。	訓練生の就職先の企業が、支給要件を満た す助成金等の制度を利用することについて は問題ない。
2	座学終了後の自社実地訓練期間が 終了後、実地訓練に参加されなかった訓練生から自社実地訓練期間 として含まれるか。 また、座学終了後の実地訓練を外 部機関で実施した訓練生から、 がの実地訓練の希望があり実施した場合は訓練期間として 含まれるかどうか。	どちらの場合も、訓練生に必要な訓練と判断されるのであれば、訓練期間に含むことは可能。  事業対象期間については、基本的には訓練を2ヶ月、就職・定着支援を1.5~2ヶ月の3.5~4ヶ月程度(インターンシップ期間を含む)としているが、委託上限額の範囲内であれば、対象期間の延長は可能。  訓練効果を高めるためであれば、座学及び実地訓練において、訓練時間や期間の変更、マッチングの追加等については柔軟に対応いただきたい。